

郡山市上下水道局工事成績評定通知実施要領

平成19年4月1日制定

令和8年9月18日最終改正

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要領は、工事成績について、郡山市上下水道局工事成績評定要綱（平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。）に規定する評定の通知及び請求について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(評定点等の通知)

第2条 上下水道事業管理者は、評定者から1件の契約金額が500万円以上の物件の評定表等が提出されたときは、速やかに当該工事の受注者に評定点を検査結果と併せて第1号様式及び郡山市上下水道局工事成績評定要綱（平成19年4月1日制定）第5条に規定する細目別評定点を通知するものとする。要綱第9条の規定に基づき評定を修正した場合も同様とする。

(説明請求に対する回答)

第3条 要綱第10条第2項の回答は、第2号様式により行うものとする。

また、工事担当課で回答するものにあつては、総務課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

検査結果兼工事成績評定通知書

第 号 年 月 日			
受注者 住所 氏名 様 郡山市上下水道事業管理者			
次のとおり検査の結果及び工事成績評定結果を通知します。			
契約番号		検査回次	
工事等名			
施行場所	郡山市		
完成年月日	年 月 日		
検査年月日	年 月 日		
検査結果		評定点	点
担当課			
備 考	この書面の通知を受けた日から起算して14日（「市の休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることが出来ます。		

第 号
年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

工 事 成 績 評 定 に 係 る 説 明 書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

1 工 事 等 名

2 契 約 番 号 第 号

3 疑問に対する回答